

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（06-6438-1869）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月24日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 岸 本 勝 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月10日から 令和 7年 7月17日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 7月24日 午前10時00分 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 8月14日 午前10時00分 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	6,820,000 5,456,000	一括	1,370,000	53,994	16,140
1	2,010,000				
2	1,410,000				
3	200,000				
4	3,200,000				



物 件 目 録

1 所 在 川西市美園町
地 番 433番
地 目 宅地
地 積 43.37平方メートル

共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

2 所 在 川西市美園町
地 番 461番
地 目 宅地
地 積 68.49平方メートル

共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

3 所 在 川西市美園町
地 番 445番
地 目 宅地
地 積 9.71平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分
3分の1

4 所 在 川西市美園町 461番地、433番地

家屋 番号 461番の1

種 類 居宅・事務所

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 68.01平方メートル
2階 56.46平方メートル

(現況)

種 類 居宅

共有者 A 持分6分の5
共有者 B 持分6分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 5月15日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 岸 本 勝 也

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～3】

隣地（地番444番，同444番8，同441番9）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 川西市美園町
地 番 4 3 3 番
地 目 宅地
地 積 4 3 . 3 7 平方メートル
共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

2 所 在 川西市美園町
地 番 4 6 1 番
地 目 宅地
地 積 6 8 . 4 9 平方メートル
共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

3 所 在 川西市美園町
地 番 4 4 5 番
地 目 宅地
地 積 9 . 7 1 平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

4 所 在 川西市美園町 461番地、433番地

家屋 番号 461番の1

種 類 居宅・事務所

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 68.01平方メートル
2階 56.46平方メートル

(現況)

種 類 居宅

共有者 A 持分6分の5
共有者 B 持分6分の1



令和6年(ケ)第30058号

令和 7年 1月28日受理

令和 7年 **3**月**17**日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所尼崎支部

執行官 田口幸弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 川西市美園町
地 番 4 3 3 番
地 目 宅地
地 積 4 3 . 3 7 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 2
共有者 B 持分 3 分の 1

2 所 在 川西市美園町
地 番 4 6 1 番
地 目 宅地
地 積 6 8 . 4 9 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 2
共有者 B 持分 3 分の 1

3 所 在 川西市美園町
地 番 4 4 5 番
地 目 宅地
地 積 9 . 7 1 平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

4 所 在 川西市美園町 461番地、433番地

家屋 番号 461番の1

種 類 居宅・事務所

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 68.01平方メートル
2階 56.46平方メートル

共有者 A 持分6分の5
共有者 B 持分6分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	兵庫県川西市美園町9番20号	
土地	物件1～3	
現況地目	☒ 宅地（物件1～3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件4	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：居宅 ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 物件1～3土地について

物件4建物の登記事項証明書の所在及び建物図面の記載内容から、少なくとも物件1, 2は一体として物件4建物の敷地として利用されている。

公図では、物件3は、物件2の南西側に突出して存する記載となっているが、現地調査において、西側隣接地（地番444番、地番441番8、地番441番9）との境界付近に存するブロック塀が、南北に直線状に設置されていた。公図が不正確で物件2, 3と西側隣接地との境界が直線状であるのか、物件3が境界付近のブロック塀の西側にはみ出しているのか、地番441番8及び地番441番9の東側の一部が境界付近のブロック塀の東側にはみ出しているのか等の可能性が考えられるが、判然としなかった。

上記のとおり物件3の位置、範囲及び西側隣接地との境界等は判然としないが、物件4建物の敷地としていわゆる旗竿地の形状として一団の土地となっている。

一団の土地として、竿部分の南側で道路に接している。建築基準法上の接道義務については評価書を参照されたい。

一団の土地の南西端付近に電柱（支柱）があった。

2 物件4建物について

共有者Aの陳述及び共有者Bの回答書の内容から、共有者Aが空き家の状態で占有しているものと判断した。

登記種類は「居宅・事務所」であるが、立入調査の結果、現況種類は「居宅」と判断した。

転居済みの様子であり、室内は動産類はほとんどなかった。

目視の限りでは、内壁クロス等の黄ばみ、汚損、天井クロスの亀裂が確認できた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (共有者)	1 本件物件には私が一人で住んでいましたが、一、二か月前に転居しました。空き家の状態で私が管理しています。他の共有者であるBとの関係は姉妹です。Bは本件物件には住んでいませんし、鍵も持っていません。 2 令和5年5月頃に、屋根のメンテナンス工事をしました。外壁及び屋根については定期的に点検をしてもらっていました。 3 住んでいて不具合箇所はありません。タバコのヤニは気になります。 4 室内でペットは飼っていません。 5 本件物件内で、事件、事故はありません。 6 境界について、父からは隣地と争いのないようにきちんとしていると聞いています。西側隣接地との境界がどうなっているのか等の詳細についてはわかりません。
■ B (共有者)	Bからの回答書要旨は次のとおり 1 本件物件は、空き家の状態でAが管理しています。Aとの関係は姉妹です。 2 その他についてはわかりません。

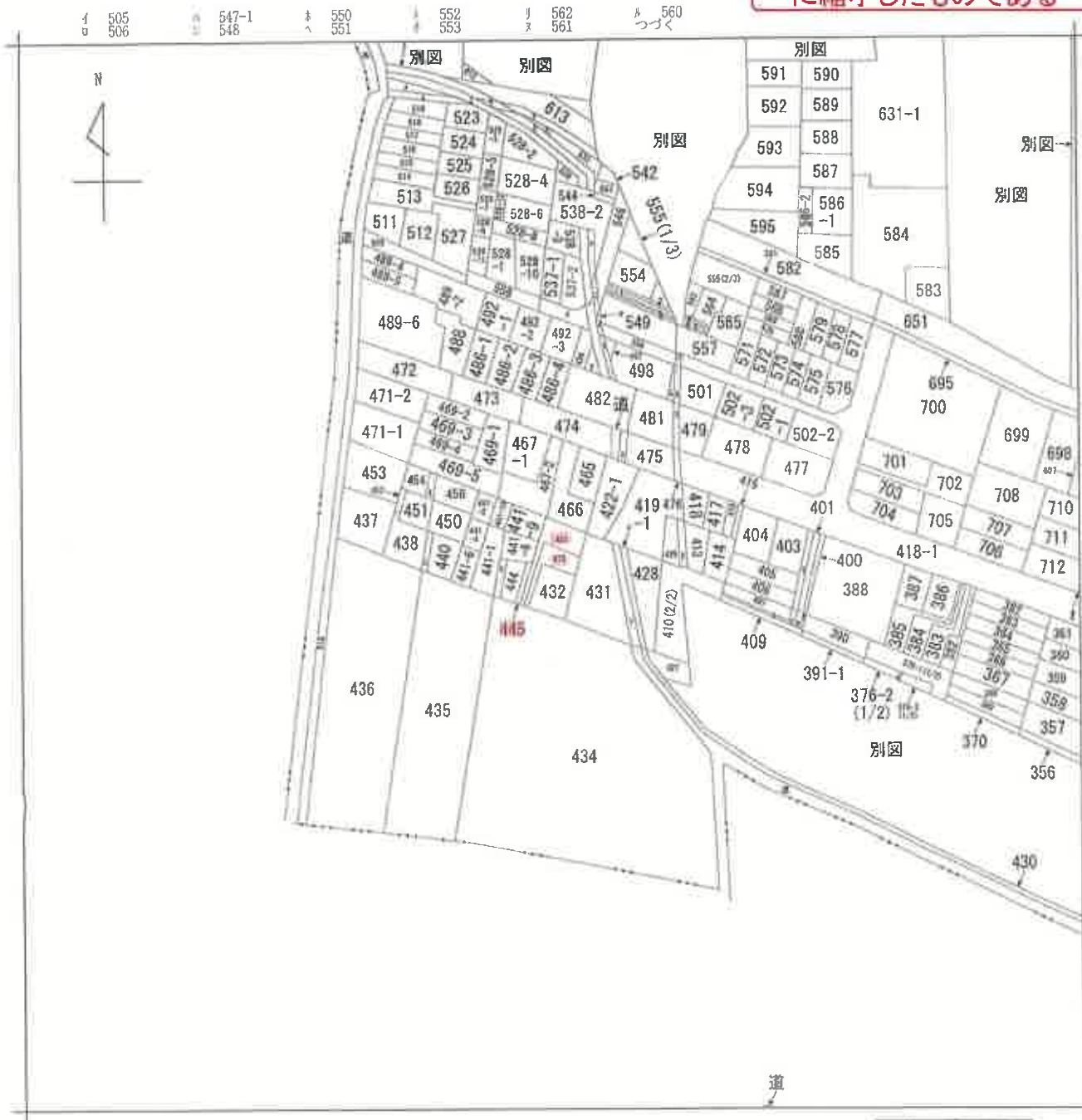
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年1月29日 (水) 10:30-11:00	神戸地方法務局伊丹支局	登記事項証明書、公図等調査
R7年2月4日 (火) 12:45-13:00	物件所在地	外観調査、写真撮影、照会書差置き
R7年2月17日 (月) 14:00	当庁	共有者らに対し照会書送付 (郵券110円×2使用、返信用郵券110円×2添付)
R7年2月19日 (水) 11:15-11:55	物件所在地	立入調査、写真撮影、Aから聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和 7年 2月19日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 美園町

請求部	所在	川西市美園町				地番	433番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月29日
神戸地方裁判所伊丹支部
登記官

請求番号：12-1
(1/2)

(7 枚目)

公用

登記年月日 平成9年1月22日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年1月29日 神戸地方裁判所伊丹支部

登記官

(9 枚目)

各階平面図

建物図面

9.1.22

家屋番号

461番の1

建物の所在

川西市美園町461番地・433番地

1 階



求積表

8.19 X 0.50	=	4.0950
7.99 X 1.31	=	10.4669
8.19 X 4.58	=	37.5102
(6.37 + 5.00) X 1.37 X 1/2	=	7.78845
5.00 X 1.37	=	6.8500
2.90 X 0.45	=	1.3050
合 計		68.01555
床面積		68.01 m ²

2 階



求積表

7.28 X 4.55	=	33.1240
4.53 X 4.03	=	18.3365
5.00 X 1.03	=	5.0000
合 計		56.4605
床面積		56.46 m ²

656707

作製者

10 月 5 日作製

申請人

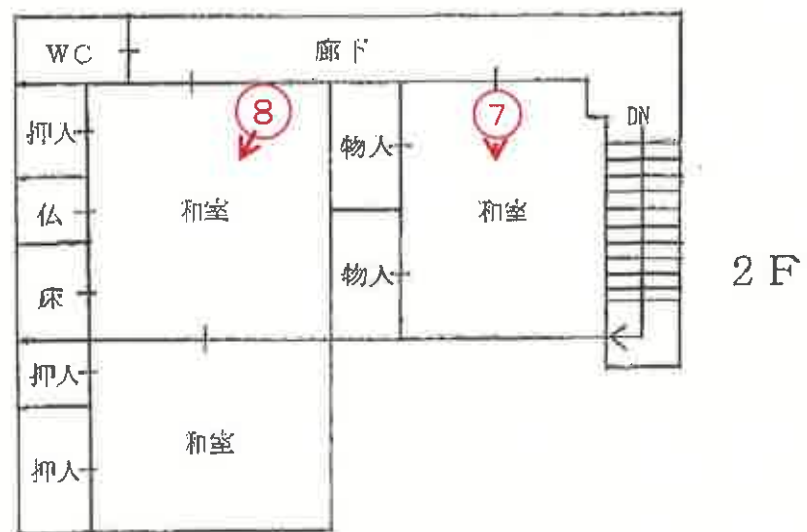
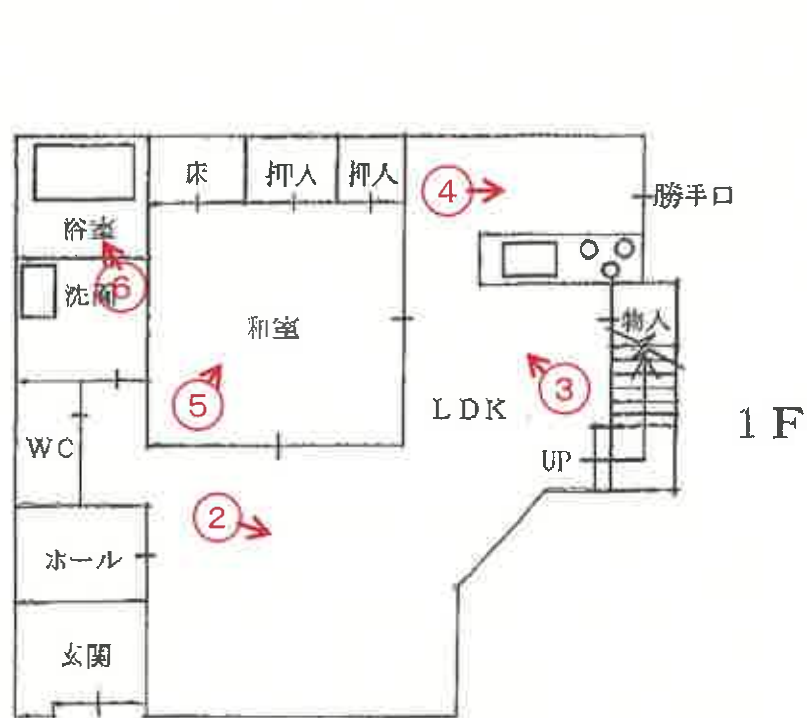
縮尺

1 / 500

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

←○は写真番号、撮影位置・方向を示す

建物間取図



令和6年(ケ)第30058号



1



2



③



④



5



6

(13 枚目)



7



8



9



10

令和 6 年 (ケ) 第 30058 号
令和 7 年 2 月 19 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 6 日 評 価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

< 土地・建物用 >

評価人 不動産鑑定士

澤 田 良 一

第1 評価額

一括価格	
金6,820,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金2,010,000円
物件2(土地)	金1,410,000円
物件3(土地)	金200,000円
物件4(建物)	金3,200,000円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～3の内訳価格は物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1～3	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	下記以外、同左。 種 類：居宅
特 記 事 項			
・ 物件1～3土地は一体化し、一団地として機能している。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	能勢電鉄線 絹延橋駅の南西方 約400m（道路距離） （附属資料所在図参照）	
付 近 の 状 況	当市市街地中心部付近に位置し、猪名川右岸の西方背後に所在する。付近は小規模一般住宅を中心に、共同住宅等も見られる地域となっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種住居地域 60 % 200 % 防火指定なし 特になし
画 地 条 件	・ 登記数量合計 121.57 m ² の 不整形地	
接面道路の状況	南側 約4.7m市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1～3は物件4建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・ 法務局備付公図においては、物件3土地は物件2土地の南西側に突出して存する記載となっているが、現況では西側隣接地との境界付近に存するブロック塀は南北に直線状に設置されている。法務局備付地積測量図において、物件1・2土地の実測数量は公簿数量と若干異なり、また、物件3土地の範囲も判然としないが、本件各土地の境界が明確に現認できないことなどから、当該事情についての詳細は不明。 ・ 物件3土地の位置等によっては、建築基準法上の接道義務を満たさない可能性があることを否定できない。 ・ 対象一団地の南西端付近に電柱（支柱）が存する。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件4)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載) 平成8年9月28日 新築 経過年数 28 年程度 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数を満了している
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : クロス壁等 天 井 : クロス等 床 : タタミ・フローリング等 設 備 : 特にない その他 : 特にない
床面積 (現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途: 居宅 間取り: 附属資料建物間取図のとおり
品 等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・室内では、内壁クロス等の汚損箇所及び天井クロスの亀裂箇所が視認できた。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	146,000	0.70	43.37	0.90	3,990,000
2	146,000	0.70	68.49	0.90	6,300,000
3	146,000	0.70	9.71	0.90	890,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（川西(県)-6）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $147,000 \times 102/100 \times 100/103 \times 100/100 \div 146,000$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正：方位等（1.03）

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/100 \div 100/100$

イ 個別格差：形状劣る・境界不分明等（0.70）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件4）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
4	160,000	124.47	0.05	1,000,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率（5％）程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	3,990,000	0.10	敷地占有利益	400,000
2	6,300,000	0.60	法定地上権	3,780,000
3	890,000	0.60	法定地上権	530,000
			計	4,710,000

イ 土地利用権等割合：建物が敷地を事実上使用できていることによる付加価値を考慮し判定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,990,000	-400,000		0.80	0.70	2,010,000
2	6,300,000	-3,780,000		0.80	0.70	1,410,000
3	890,000	-530,000		0.80	0.70	200,000
4	1,000,000	+4,710,000	1.00	0.80	0.70	3,200,000
一 括 価 格 (合 計)						6,820,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：▲ 20% (個別的要因等を充分考慮したが、本件は再建築の可能性の程度等より、なお市場性が劣ると判断されるため所要の修正を施した。)

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (川西(県)-6)
所 在 : 川西市美園町478番
「美園町10-13」
価 格 : 147,000円/㎡
位 置 : 能勢電鉄線「絹延橋」駅より道路距離380m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 93㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南側幅員4.5m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第2種住居地域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 小規模の一般住宅が密集する住宅地域
- 2 固定資産税評価額(令和6年度)
物件1 : 3,261,770円
物件2 : 5,150,995円
物件3 : 730,269円
物件4 : 2,333,120円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の所在図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 川西市美園町
地 番 4 3 3 番
地 目 宅地
地 積 4 3 . 3 7 平方メートル
共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

2 所 在 川西市美園町
地 番 4 6 1 番
地 目 宅地
地 積 6 8 . 4 9 平方メートル
共有者 A 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

3 所 在 川西市美園町
地 番 4 4 5 番
地 目 宅地
地 積 9 . 7 1 平方メートル

物 件 目 録

共有者 A 持分 3 分の 2
共有者 B 持分 3 分の 1

4 所 在 川西市美園町 4 6 1 番地、4 3 3 番地

家屋 番号 4 6 1 番の 1

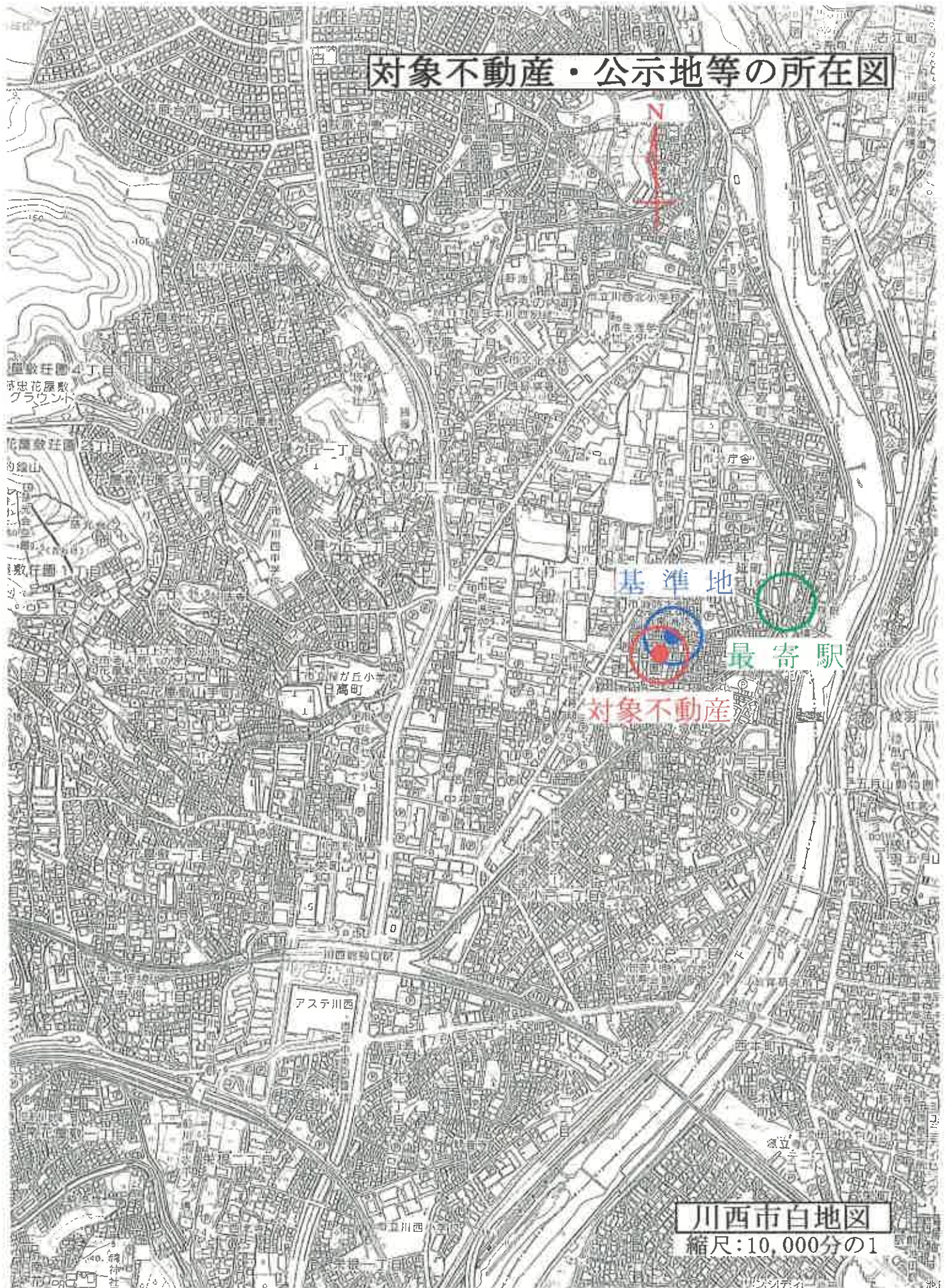
種 類 居宅・事務所

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 6 8 . 0 1 平方メートル
2 階 5 6 . 4 6 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 5
共有者 B 持分 6 分の 1

対象不動産・公示地等の所在図



川西市白地図

縮尺:10,000分の1

登記年月日：平成9年1月23日

各階平面図

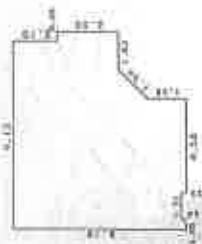
461番の1

建物図面

9.1.22

川西市茨園町461番地・433番地

1 階

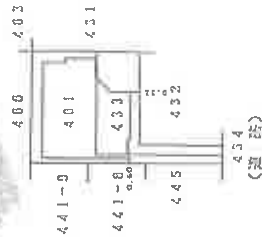


求積表			
7.15	X	0.50	= 4.0950
7.15	X	1.31	= 10.4665
8.19	X	4.18	= 37.5102
(6.37	X	1.37 X 1/2	= 7.78845
5.00	X	1.37	= 6.8500
2.90	X	0.43	= 1.3050
合 計			68.01555
床面積			68.01 m ²

2 階



求積表			
7.28	X	4.55	= 33.1240
4.55	X	4.03	= 18.3365
5.00	X	1.00	= 5.0000
合 計			56.4605
床面積			56.46 m ²



作製者
土庫調査士
交野

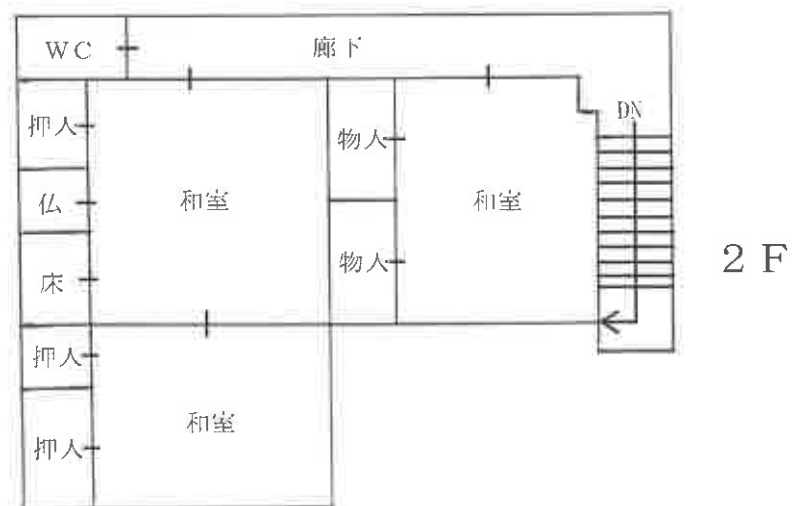
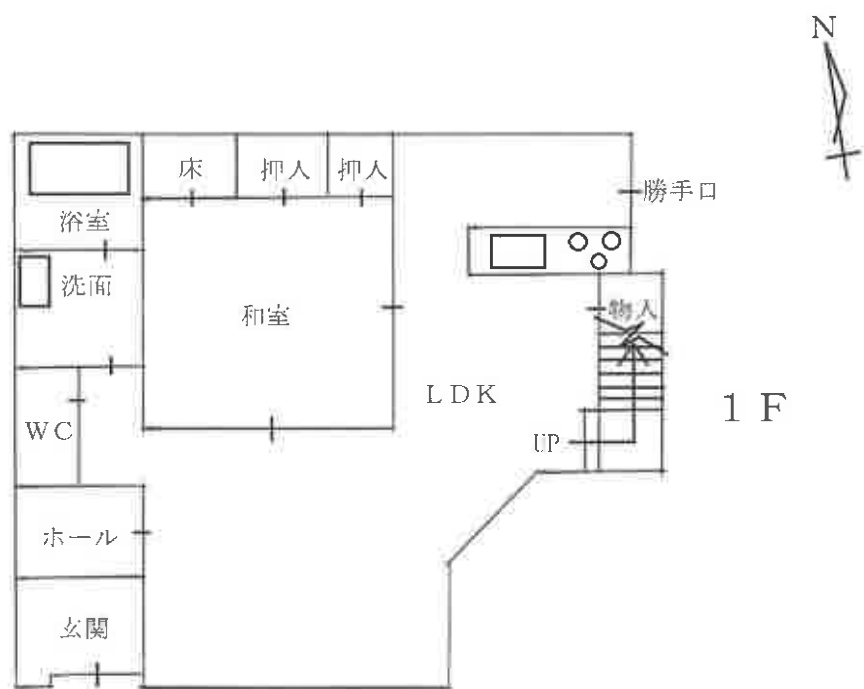
10月5日
10月5日

縮尺
1/250

縮尺
1/500

A3をA4に縮小

建物間取図



現況写真

写真1



写真2

